

## 第2章 教育内容

### 【評価基準】

#### 2-1 教育内容

##### 2-1-1

**教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。**

##### 解釈指針2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。

教育課程は、各会計大学院が養成すべき会計職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに、会計分野を取り巻く状況に配慮し、産業界と連携しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて編成する。

##### 解釈指針2-1-1-2

会計大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第六条の二に掲げる者をもって構成する教育課程連携協議会を設けるものとする。

### 【現状説明】

本研究科は、基準 1-1-1 の教育目的と基準 1-2-2 の教育理念を掲げ、本研究科が目指す会計プロフェッショナルを養成すべく、教育課程とサポートシステムを構築している。

本研究科の教育目的に合致すべく、カリキュラム・ポリシーに沿って設定した教育内容は、次のとおりである。

#### (1) 教育課程及びカリキュラムの特色

本研究科が 2017 年に設定した「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）は、次のとおりである。「本研究科では、『倫理教育の徹底』と『国際人の養成』を 2 本の柱とした『健全な会計マインドを備えたプロフェッション』の育成を目的として、下記に示す教育課程を編成する。

- 国際会計士連盟（IFAC）の職業会計士のための国際教育基準（IES）に合致するとともに、公認会計士試験制度（短答式一部免除）に合致した教育課程
- 高度な職業倫理観の涵養を目的とした、職業倫理、企業倫理及びコーポレートガバナンスに関する教育
- 国際的感覚を備えた専門職業人の育成を目的とした、国際会計基準及び英語に関する教育
- 会計プロフェッションとして求められる思考力・判断力・表現力の涵養を目的とした、少人数制の演習、論文作成指導及びディベートを重視した教育
- 健全かつ実践的な会計マインドの涵養を目的とした、実務家教員による教育と、監査法人、公認会計士事務所及び税理士事務所でのエクスターンシップによる教育

以下、順不同であるが、これらの点について、具体的に述べるものとする。

### 1) 理論と実務の融合

本研究科は、理論と実務との架橋を成す体系的な会計教育を行う場であり、会計理論を十分に認識し、その認識した会計上の留意点を会計実務に適用し、会計の認識と測定の手続をめぐる会計判断が的確にかつ合理的に行える高度な資質の修得を目指した教育を行っている。カリキュラム、特に基幹科目である財務会計、管理会計、監査、企業法、租税法においては、研究者教員と実務家教員を発展科目と応用・実践科目に適切に配置している。すなわち、これによって実務的な問題提起・解決能力、理論的思考能力及び批判的分析能力を身につけさせている。

なお、研究者教員と実務家教員の配置のバランスは、基本的に設置基準の考え方によっている。すなわち、専門職大学院設置基準及び文科省令には、実務家教員数が3割以上であると規定している。本研究科は、この基準を満たすことによって、研究者教員と実務家教員が適切なバランスで配置されるものとする。

2021年度の系列等別・教員種別担当科目数（授業数）は、【図表2-1】のとおりである。なお、【図表2-1】の授業数には、学部開講科目2科目と前提科目3科目が含まれているため、本研究科における正規の単位科目数を集計した各種図表との間でカウントに差異が生じる場合があることを付記しておく。

### 2) 職業倫理教育

会計教育において重要なのは、高度な会計及び監査上の判断を行使しうることを含め、社会からの信頼に応えうる会計プロフェッショナルの資質の高度化であり、その中心は職業倫理の高揚である。職業倫理の確固たる確立とその認識かつ倫理的ジレンマの自覚ができてこそはじめて、会計プロフェッションの社会的立場は確立され、社会的期待に合うものとなる。

基本的な職業倫理教育に加えて、会計プロフェッションが直面すると予想される会計や監査の業務に関わる問題を想定した倫理教育を行っている。「職業倫理」の講義は、入学後最初の学期に履修するように奨励し、その中で、会計プロフェッショナルに求められる姿勢や本研究科が有する教育の考え方等を具体的な事例を含めて学生に伝えている。また、他の科目においても、各科目に固有の倫理的側面からのアプローチを取り入れている。たとえば、会計や監査の事例研究においては、いかなる対応が経営者や監査人にとって適切であったのか、租税系の科目においては、課税の公平性等の観点からどのように事案を捉えるべきか等の検討を行うなど、各科目の専門領域の中で、倫理的なジレンマ等を取り上げることで、職業倫理の科目だけではなく、広く倫理観の高揚に努めている。また、職業倫理や、経営系の科目においては、企業側の倫理の問題についても学生に考える機会を提供して対応している。

### 3) 国際会計士連盟(IFAC)の国際教育基準(IES)への準拠

会計のコンバージェンスが国際的な視点での議論の中心をなしているが、会計プロフェッションにとって国際的な会計基準や会計動向の把握や適用が喫緊の課題となってきた。カリキュラムにおいても国際的なスタンダードである国際会計士連盟(IFAC)の国際教育基準審議会(IAESB)が公表する「国際教育基準」との合致、及び、単なる英語教育ではなく会計に関する専門的な英語教育を行うための科目(会計英語)を設定している(会計英語については、近年、担当者の調整がつかず休講とした年度や応急措置として専任教員が担当した年度(2020年度)があったが、2021年度からはネイティブの非常勤講師が担当している)。

ところで、国際会計士連盟(IFAC)の国際教育基準審議会(IAESB)が公表する「職業会計士のための国際教育基準(International Education Standards for Professional Accountants)」(以下、IES)は、フレームワーク及び8篇の基準と用語集からなっている。上述の通り、本研究科のカリキュラムは、IESに合致させている。本研究科のカリキュラムとIESとをどのように合致させているのかについては、次のとおりである。

まず、本研究科のカリキュラム作成にあたっては IES2 「初期専門能力開発—技術的能力 (Initial Professional Development-Technical Competence) に規定している「技術的能力に係る学習成果」を十分に斟酌し、理念に沿ったカリキュラムを設置している。そして、基本的知識として、IES が主要知識としている会計、ファイナンス、組織・ビジネス、IT をカバーしており、また、IES で強調している倫理についても上記のように本研究科では必修科目としての「職業倫理」及びその他の講義科目における講義内容において重きを置いて取り上げている。

国際会計士連盟 (IFAC) の国際教育基準審議会 (IAESB) において、原則主義、明瞭 (クラリティ) 化、学習成果アプローチを目途に 2010 年から進められてきた IES の改訂作業は、2014 年 12 月に完了した。とくに、本研究科の教育プログラムに関連するのは、資格取得前教育の国際的な均質性の観点から職業会計士として必要な知識や価値観等について規定する IES2、IES3 及び IES4 であるが、これらについては、すでに 2014 年 1 月に改訂版が公表されている。IES2 「初期専門能力開発—技術的能力」 (Initial Professional Development – Technical Competence) は、身につけるべき知識領域として、財務会計・報告、管理会計、ファイナンス・財務管理、税務、監査・保証、ガバナンス・リスクマネジメント・内部統制、ビジネス法令、情報技術 (IT)、ビジネス及び組織環境、経済、並びに企業戦略と管理があげられている。本研究科の設置科目は、これらの領域を網羅している。また、IES4 「初期専門能力開発—職業専門家としての価値観、倫理、及び姿勢」 (Initial Professional Development – Professional Values, Ethics, and Attitude) で重要視している職業的懐疑心及び判断、倫理原則、並びに、公共の利益への貢献については、必修科目である職業倫理等の科目で修得できるカリキュラムとなっている。また、事例研究や演習等を通し、IES3 「初期専門能力開発—職業専門家としてのスキル」 (Initial Professional Development – Professional Skills) にいう理解力、対人関係とコミュニケーション、人間性、及び、協調性等を養成できるカリキュラムになっている。このように、改訂 IES の内容についても、本研究科の教育内容は準拠しているものと考えている。

その後、IES は、情報通信技術 (ICT) 及び職業専門家としての懐疑心に関する学習成果の拡充を目途に 2019 年 10 月にも改訂された (発効日は 2021 年 1 月 1 日)。同改訂は、上記の IES2、IES3 及び IES4 に加えて、IES8 「財務諸表の監査に関する責任を有するエンゲージメント・パートナーの職業専門家としての能力」 (Professional Competence for Engagement Partners Responsible for Audits of Financial Statements) の計 4 つの IES に及ぶものである。2021 年度現在で本研究科の教育内容は上記の IES の改訂内容を反映していることを 2021 年度の関連科目のシラバスにおいて確認している。

#### 4) エクスターンシップの設定

会計プロフェッション教育の一つの柱は、会計プロフェッショナルが備えるべき職業意識と職業倫理について認識を深めることである。もちろん資格取得後、実際に業務に就いて体験をすることになるが、教育の目標は、理論と実務を修得した会計専門家の養成であるから、在学中に集中して職場体験をさせる機会を設け、「エクスターンシップ」と名付けている。エクスターンシップは、その一部を本学の卒業生で組織される「青学会計人クラブ」メンバーが在籍する監査法人又は公認会計士事務所、あるいは税理士法人又は税理士事務所等で実施することにより、学院全体の支援のもとでの教育の向上を目的として実施している。

この授業を有効に実施するために、実務家専任教員を委員長とする運営委員会を設置し、エクスターンシップ先の教育マニュアルと学生用の受講マニュアルを作成している。これらの教育環境によって学生は実務経験を受け、会計の実態を理解し、理論と実践活動の関連付けが可能となり実務面から現実的な職務遂行の機会を持てることとなる。

エクスターンシップ履修生は、2021 年度は 17 名であった (参考までに、2017 年度 18 名、2018 年度 16 名、2019 年度 17 名、2020 年度 11 名)。2017 年度以降は、10 数名の学生の参加により、安定的な実施が可能となっている。これは、2015 年度より 1 年次からの履修を可能としたことや、2005 年度の本研究科の創設以来、エクスターンシップの

意義と重要性を学生に向けて十分に周知してきたことの効果でもある。実際、履修の成果は非常に高いものと解せられ、実際に履修したほとんどの履修生から、「初めて学ぶことが多く、いい経験であったこと、意義があったこと、満足であったこと」などの評価が寄せられている。エクスターンシップを正規の科目として実施してきていることは、わが国の他の会計専門職大学院には見られない本研究科固有の特徴である。

このエクスターンシップに関しては、2020年度及び2021年度において特記すべき事象として、コロナ禍において実施する上で様々な制約があった。幸い、受入先の監査法人などで密にならない対応や一部オンラインで代替するなどの適切な対応が図られたことで何とか乗り切ることができた。

#### 【エクスターンシップの概要と意義】

① 「教育プログラム」の内容は、次のとおりである。

- ・目的：実務を知ることにより、本研究科で学修した理論的知識と実務の関係を理解する。
- ・研修プロセス：参加学生へのオリエンテーションの実施、運営委員会による会計事務所との協議・調整の実施、研修の実施、研修終了後の報告書（学生及びエクスターンシップ先の両方から）の提出、成績評価
- ・研修方法  
会計事務所で、監査補助業務、会計・税務業務の補助業務、会計・税務相談への同席、顧問先企業への同行、などを行う。

② エクスターンシップの「期間」は2週間である。

③ 上記のことをシラバスで開示し、学生の選択に有意な情報を提供している。

④ 意義：エクスターンシップは単なる職場訪問とは異なる。すなわち、職場訪問は、見たことについて質問することなどに限られる。しかし、エクスターンシップは、実際の仕事を体験してみること自体を行う。それに加えて、職場訪問では体験できない業務（顧問先訪問等）など幅広い体験が可能となる。また、職場訪問ではできないような質問をすることもできる。さらに、入所先事務所と参加学生の双方から研修内容の報告書が提出される点で、その研修成果の確実化、フィードバックを図っている点も単なる職場訪問と異なる。特に、強調したいのは、受け入れ先会計事務所側が熱心であるケースが多い点である。講義と同様に、教員の熱心さは、教育効果を上げる。本研究科がエクスターンシップを学生に提供する理由は、ここにある。

なお、外国には、インターンシップといわれる研修制度がある。インターンシップとは、「自社の施設内」に研修場があり、基本的にそこで研修が行われる場合に用いられる用語である。他方、自社の外に研修場があり、そこに送り出して行う研修の場合には、エクスターンシップといわれることが多い。本研究科のエクスターンシップは、監査法人などの場、すなわち、本研究科の外で行う研修である。したがって、「エクスターンシップ」の用語を用いている。

#### 5) 少人数教育

本研究科においては、講義、演習、事例研究、研究指導、リサーチ・ペーパー、及び、アカデミック・リサーチの科目が設定されているが、極力、少人数教育を実施している。講義科目でも最大受講者数を原則として50人に抑えている。演習では、原則として専任教員が1演習当たり5名前後の学生に対して個別指導を行う体制としている。2年間、1年半、1年間という短期間で専門的及び高水準の教育を集中的かつ効率的に行うためには少人数教育は有効かつ不可欠な教育方法であると考えている。

#### 6) 教育課程連携協議会

2019年度より、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準上、教育課程連携協議会の設置が求められることになった。これに対応すべく、学則第3条第4項の規定に基づき、本研究科においては、教育課程連携協議会規則を制定し（2019年2月13日教授会）、同年4月1日より施行し、教育課程連携協議会を年2回開催することとした。2021年度からの教育課程連携協議会の委員構成は、【図表2-2】のとおりである。2021年度は11月30日に第1回教育課程連携協議会が開催された（コロナ禍で後期1回のみで開催となった。）。委員全員が出席し（この他、重田、野口、久持、多賀谷の4教員（教務主任を中心とする各系列の代表）が列席した。）、約2時間にわたって協議した。

#### 7) 「会計リテラシー」の新規開講

会計専門職大学院で修得した単位は、公認会計士試験合格後の実務補習所において最大30単位まで実務補習単位の減免が認められてきたところであるが、本研究科では、2020年度から、会計大学院協会と実務補習所を運営する会計教育研修機構との連携科目としてビデオオンデマンド講座「会計リテラシー」を新たに開講した。本科目を履修し、単位を修得すると、本研究科の修了単位（2単位）となることに加えて、実務補習所における同内容の科目（15単位）が免除される。

#### 8) その他

以上の特色を具体化するために、本研究科では、教員と学生のコミュニケーションやガイダンス、特に個別的な面談やキメ細かな指導を大切にしている。本研究科専用棟には学生用の学習室をはじめ、教室、演習室、合同研究室、図書資料室及び教員研究室が設けられているが、談話スペースの配慮とともに、特に教員研究室のフロア（6階、7階）には相談室（面談室）が設けられている。さらに学生のためのガイダンスの運用、特に会計プロフェッション教育の中心となる理論と実務の融合化のためには、研究者教員と実務家教員の多様性（異質性）と一体性（同質性）を種々の形で学生に自覚させる必要がある。そのため、会計プロフェッション研究センター（研究科内に設置）では、斯界のオピニオンリーダーとしての役割を果たすべく、また、広くリカレントの場を社会に提供すべく、外部から会計の有識者を招いての講演とディスカッションを行う「会計サミット」を毎年7月に開催し、本研究科と学界及び実務界との交流を深めている。

本研究科は、会計サミットを、本研究科の研究、教育に関する情報発信の場として特に重要なものと位置付けている。そこで、会計サミットについて、その概要を記述する。

会計サミットは、毎回、原則として、第一部講演、第二部パネル討論会の形式で実施している。会計サミット開催の目的は、近年における会計を取り巻く環境の変化の現状、問題点、解決策を、会計プロフェッションをはじめとする産官学士を代表する方々に講演していただき、かつ、議論していただくことによって、教員、学生を含む内外の関係者が、会計についてより深い関心と現状認識を持つことにある。会計サミットでは、毎回約300名にも及ぶ参加者を得て、社会的にも広く知られたシンポジウムとなっている。

一方、秋には、「公開シンポジウム」を開催しているが、こちらは2015年度から、OB・OGと現役生を中心とした交流の場を兼ねるものとしている。

会計サミット及び公開シンポジウムの過去5年間の開催実績（2021年度の会計サミットは、コロナ禍の下に青山学院、青山学院大学総合研究所も主催者に名を連ねて9月に開催された。また、諸般の事情により公開シンポジウムは2019年度、2020年度に続いて2021年度も開催されなかった。）を示せば、【図表2-3】及び【図表2-4】のとおりである。

なお、会計サミットや公開シンポジウムは、教員にとってはFD等の見地からも、また、学生に対しては教育的措置

としても、非常に重要なものとして位置付けている。それゆえ、会計サミット及び公開シンポジウムには、すべての在学学生に出席を奨励している。社会人学生等で参加できない者については、ビデオ収録をして、Course Power という学内の授業支援システム上でビデオを観ることができるようにしている。

さらに、本研究科の創設（2005年）以来、教員と学生からなる会計プロフェッション研究学会を研究科内に設置し、紀要『会計プロフェッション』を発刊している。また、本研究科から社会に向けての情報発信の場として、市販の専門雑誌として、2011年より『青山アカウンティング・レビュー』を発刊している。

### 【自己評価】

以上の説明のとおり、本研究科の教育課程は、社会からの広範な期待をふまえて、本研究科が目指す会計プロフェSSIONALを養成すべく、創意工夫のうえ、産業界等と連携しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整えて編成されており、基準2-1-1を満たしている。

### 【今後の課題】

本研究科では、エクスターンシップを本研究科の教育上、理論的知識と実務の関係を理解するために重要な科目と位置付けている。エクスターンシップには、いわゆるビッグ4と呼ばれる大手監査法人及びその系列法人等が含まれていない。この点については、過去に外部評価委員からも指摘を受けたが、大手監査法人については、特定の会計大学院だけを対象にエクスターンシップの機会を設けることはできないということで、会計大学院協会の下で毎年2月～3月に「インターンシップ」という形で実施する機会を設けることとした経緯がある。こうして本研究科は、会計大学院協会の支援の下、大手監査法人との協議によって毎年実施されているインターンシップに学生を送っているが、大手監査法人のインターンシップは、本研究科のエクスターンシップと比べて、期間も短く、研修内容も講義中心であるなどの制約がある（加えて、2020年度、2021年度はコロナ禍でインターンシップはオンライン1日開催などさらに制約された形となった。）。何より、インターンシップは、講義科目として実施できないことから、本研究科の教育内容に含めていない。本研究科としては、本研究科の教育方針等が反映できるエクスターンシップを推進していきたいというのが基本的なスタンスであるが、他方、会計大学院協会主導のインターンシップについても、学生が大手監査法人とコンタクトを得る貴重な機会として捉え、今後とも学生に対して両方を経験することを積極的に奨励していきたいと考えている。結果として、本研究科の学生は、エクスターンシップとインターンシップという2つのプログラムを経験する機会を得て、自らが目指す会計プロフェSSIONALの実務に接する機会を得ていると考えられる。

教育課程連携協議会については、コロナ禍で2021年度は後期1回のみ開催となったが、次年度以降は年2回開催されるよう努力したい。委員の任期は2年とされており、更新年度の2021年度には委員の交替がスムーズに行われたものとする（2020年12月16日教授会で2021年4月1日から2023年3月31日までの委員委嘱の件を協議し、ほぼ確定した（東京税理士会の研修部長の交替が予定されていたので、それを待って最終確定となった。））。

また、過去において本研究科への入学者が激減した時に、外部評価委員から、公認会計士の養成を主眼とした「教育の枠組み」を見直して、「税理士の養成」に配慮した「教育の枠組み」への軌道修正を検討し、定員回復を図るべきとの問題提起がなされたことがあった。この問題は、本研究科の設置理念とも関連するので、一定の時間をかけて検討を行うこととした。幸いにも、2015年度以降、入学者は回復傾向へと転じ、公認会計士志望の入学者も次第に増加してきた。これを契機に、2018年度から多様な学生のニーズに応えるべく「会計監査プログラム」と「税務マネジメントプログラム」の2プログラム制を導入し、公認会計士志望者と税理士志望者に対して、ニーズに見合うバランスの取れた教育課程を用意すべく体制整備を図ったところである。

上記のような経緯から、2018年度から開始された会計・監査プログラムと税務マネジメントプログラムの2プログラ

ム・3 コースの組合せを基本に、今後とも本研究科の教育課程の充実を図っていくこととなろう。なお、現行の教育課程に関しては、会計プロフェッションをめぐる環境の変化や毎年度の実施状況に応じて適宜見直しを図る必要がある。また、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースの導入によって社会人学生の増加が見込まれることから、こうした状況に対応して、より教育の実効性と効率性を実現するための教育課程の見直しを検討する必要性が生じるかもしれない。

## 【評価基準】

### 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

#### (1)基本科目

#### (2)発展科目

#### (3)応用・実践科目

#### 解釈指針2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。

会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT 分野、法律分野等の各分野について、基本的な授業科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

#### 解釈指針2-1-2-2

発展科目は、基本科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。

基本科目の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

#### 解釈指針2-1-2-3

応用・実践科目は、会計職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れることが望ましい。これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

#### 解釈指針2-1-2-4

特定の科目群に授業科目が偏ることのないように、各科目が各科目群に適切に配置されていること。

## 【現状説明】

会計プロフェッションとして必要な会計分野に関する包括的、精選的な質の高い教育を提供するために、多様かつ会計に関する理論的、実務的に必要と考えられる科目を基本、発展、及び応用・実践科目として配置し、さらにこれらの

応用的・総合的な教育科目を広範囲に体系的に配置してきたが、2018年度からは、入学者の目的に応じたカリキュラムを用意すべく、会計学科目（財務会計、監査論）を中心に履修し、修了時に「会計監査修士（専門職）」の学位が授与される「会計監査プログラム」と、租税法・管理会計・経営学の科目を中心に履修し、修了時に「税務マネジメント修士（専門職）」の学位が授与される「税務マネジメントプログラム」の2つのプログラム制を導入し、プログラム別に段階的な教育課程を再編成した。

また、これに先立って、2017年度からは、リカレント・コース1年制とキャリアアップ・コース1.5年制を導入している。リカレント・コースは、公認会計士や税理士等の有資格者を中心として、たとえば、すでに資格を有して実務についている者が改めて専門知識の学び直しや専門職大学院で提供されるさまざまなプログラムによる研鑽を行うことを目的として設定された。キャリアアップ・コースは、社会人で、会計・税務等に関連する実務経験を通算3年以上有する者を対象としたコースである。

以上のように、本研究科では、2018年度以降、2プログラム・3コース制を設けており、そうした履修体系の多様化によって、単に学部卒業生だけではなく、社会人及び有資格者等に対して広く開かれた高度専門教育を提供することが可能となった。カリキュラム上も、各プログラム及び各コース別に必修科目、選択必修科目及び選択科目と段階的に学べるよう細分化した科目を配置している。加えて、理論科目と応用・実践科目を区分した科目と、これらを融合した科目（主として複数の教員で担当）に分けて配置し、研究者教員と実務家教員を適切に配置している。このことにより、会計専門職大学院に課せられている社会的な使命・役割をより効果的に果たすことができるものと考えている。

本研究科では、本研究科の教育目的の達成上必要な開講科目を財務会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営系、その他に区分して配置している。各科目は授業内容に応じて細分化しており、各科目の学習目的に応じて配置している。したがって、科目数は系列ごとに違いがあるが、これは科目の教育内容の性質が異なることに合わせて適切に配置した結果である。2021年度の開講授業科目一覧（演習、研究指導、リサーチ・ペーパー、アカデミック・リサーチ除く）は【図表2-5】、2021年度の系列別等の開講科目数は【図表2-6】のとおりである。しかしながら、とりわけ【図表2-5】は網羅性・詳細性を重視したことで一覽性に著しく欠けるきらいがある（この点は、外部評価委員からも第3章別掲及び第4章別掲の【図表3-3】や【図表4-7】の方がわかりやすいのではとの指摘を受けた。）。そこで、【図表2-7】により各プログラム及び各コース別の必修・選択必修・選択科目及び各科目の段階的配置に関して一覽性を重視した科目配置表（選択科目の具体的な科目名については【図表2-5】を合わせて参照）を示すこととする。

このように、本研究科の教育内容は、会計大学院の教育で養成する多様な会計プロフェッションに必須の最新の理論・基準と実践的知識を身につけさせる学習のための段階的かつ体系的なカリキュラムとなっている。以下では、標準2年コースを中心に説明し、その他のコースについては、補足的に説明することとする。

## 1) 必修科目（基本科目）

必修科目は、3つのコースごとに一定のものを定めており、2つのプログラムによる差異はない。

まず、標準2年コースでは、会計プロフェッションとしての基本科目のうち主要な科目は必修科目としている。これに対して、他の2コースでは、必修科目を厳選している。リカレント・コースでは、すでに専門知識を有している有資格者が対象であることから、職業倫理及び演習のみを必修科目としている。また、キャリアアップ・コースでは、標準2年コースに比べて一部の科目の入れ替えのみにとどめ必修科目としている。

## 2) 標準2年コースにおける選択必修科目

選択必修科目は、基本科目の取得後、直ちにその応用知識の体系を学ぶための科目である。選択必修科目は、2つのプログラムごとに異なる内容となっている。選択必修科目は、将来、会計プロフェッショナルとしての様々な業務を実

施する際の判断能力の基礎となる領域を中心に、各個別項目の理論的根拠、制度的根拠を基に、それぞれの状況下における個別の課題に対して適切な判断を下すことができる高度な実践的能力を涵養するものである。

### 3) リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおける選択必修科目又は選択科目

リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおける選択必修科目又は選択科目については、別途、コース別の科目を設けるのではなく、標準2年コースにおける設置科目を履修することとしている。各科目における教育内容は、それらのコースの受講生にとっても十分対応可能な内容を備えており、多様な受講生が交流することによる学問的刺激も期待されるからである。

リカレント・コースでは、選択必修科目として「事例研究」の履修を求めている。これは、リカレント・コースの受講生にとっては、ケース・スタディのような実践に近い学習の場が重要であるとの考えに基づいている。その他、リカレント・コースの選択科目やキャリアアップ・コースの選択科目については、必修科目及び選択必修科目以外の科目すべてを対象として、自らの学習目標に応じて選択することを認めている。

### 4) 事例研究

各科目系に事例研究を配置し、少人数教育により事例の分析と討論に学生の参加度を高める教育を行っている。たとえば、監査系の事例研究では、できるだけ実際のシチュエーションを示せるケースを用いて会計職業人が直面する倫理のジレンマの状況について学生に問題意識を持たせ、それをどのように解決すべきか、という疑問を深めるように創意工夫している。

### 5) 演習等

会計プロフェッションは多種多様な会計問題を認識し、解決しなければならない。すなわち、疑問を抱く精神を常に保持し続け、これに理解力、適用力、分析力及び評価力を付加するような教育プログラムの設定が必要である。そのために、講義だけでなく担当教員の指導の下で演習（ゼミナール）形式によって発表し、議論しながら他のゼミナリス滕の意見や論点等を共に研究、学習することが必要であると考え、いずれのコースの場合であっても、在学期間中（標準2年コースは2年間、キャリアアップ・コースやリカレント・コースは、それぞれ1年半と1年間）にわたり、専任教員全員が担当する少人数制（1演習当たり5名程度）の演習を必修科目として設置している。論点の設定、アプローチ方法、資料の収集、結論への導き方等が指導され、個人及び社会的な価値観の異同、問題提起に対する判断プロセスの理解、そして価値判断を行う経験が習得できる。

### 6) 研究指導及びリサーチ・ペーパー、並びに、アカデミック・リサーチ

本研究科修了後、本研究科ないし他の研究科の博士後期課程に進学する場合や税理士等資格取得のために修士論文が必要な学生に対しては、研究者教員が、修士論文作成のための研究指導を行っている。

税理士法「学位による試験科目免除」における免除要件は「専門職学位取得に係る研究が税法に属する科目等又は会計学に属する科目等である」との国税審議会の認定を必要とする。なお、『学位取得に係る研究』とは、学位論文の作成に当たって、指導教授から必要な研究指導を受けた上、当該専門職大学院が行う学位論文の審査及び試験に合格すること並びに研究指導が『必修』又は『選択必修』として修了要件であること。」等と規定されている。本研究科は、「研究指導」8単位（「研究指導Ⅰ」～「研究指導Ⅳ」各2単位）を履修した場合、選択必修として修了要件に含める。なお、専門職学位課程における修士論文については、専門職大学院学位規則に規定している。

2021年度は、研究指導を原則2年間履修した院生について第16回目の卒業生を送り出した。2021年度は、修士論

文合格者（研究指導の単位取得者）の数は、計 25 名であった。2020 年度は、計 20 名であった。この人数の増加は、入学者の回復によるものである。また、後述するように、1.5 年コースによるリサーチ・ペーパーの提出者が、別途 13 名（2020 年度は 19 名）いる。

なお、本研究科は会計専門職大学院である。従来、研究者を養成する大学院として、商学研究科や経営学研究科等が、本学にもまた他の大学にも、別途存在している。そこで、本研究科が設置している「研究指導」の科目が、「専門職大学院」の設置趣旨との関係で、どのように位置付けられているのか、すなわち、設置趣旨と「研究指導」科目の整合性が問題となる。この点に関しては、次のとおりである。

まず、本研究科は、会計プロフェッションを養成するのが目的である。そのためには、会計プロフェッションの実務の現場でその能力を発揮できるように、ものごとを論理的に思考する力が必要と考えている。その能力を養うために設置している科目の一つが「研究指導」であり、論文指導を通じてそうした能力を養成することとしている。すなわち、研究指導の目的は、事象を正確に分析し、これを論理的に組み立て、解決していく能力を育成することである。これが研究指導の一般的な目的である。他方、このような論理的な思考の養成を行うことにより取得することができる国家資格がある。そのうちの 하나가税理士である。税理士という国家資格においては、専門的知識の涵養と論理的思考ができる者であることの証明として、一定レベルの修士論文の作成・提出をその資格取得のための試験科目の免除の一条件としている。そこで、本研究科は、論理的思考の養成ができる上に、会計プロフェッションとしての税理士資格の取得につながる論文指導を「研究指導」という科目で行っているのである。

さらに、当初、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースでは、リサーチ・ペーパーを必修科目としていた。リサーチ・ペーパーは、修士論文よりも文字数等の要件は軽減されていること、修士論文のように修士論文提出による単位が認められないことという相違があるものの、指導教員からの指導を受ける点は同じである。リカレント・コース及びキャリアアップ・コースにおいて、リサーチ・ペーパーを設置することの意味は、両コースの受講者が、有資格者や社会人であることを前提に標準 2 年修了のコースに比べて短期間で履修を認めていることを考慮し、その期間内で、修士論文と比べて相対的に少ない分量ではあるものの、研究成果を纏めることを期待したからである。

なお、2018 年度からは、リカレント・コース及びキャリアアップ・コースともに、リサーチ・ペーパーを必修科目からは外して、入学時にリサーチ・ペーパー審査に合格した者のみが履修することができる選択必修科目としている。さらに、2019 年度からは、リカレント・コースでは、1 年間という在学期間を考慮するとともに、すでに専門職業に就いている学生であることから一層論文執筆の機会が重要であるとの認識に立って、リサーチ・ペーパーに代えて、要請される文字数は少ないものの、アカデミック・リサーチを必修科目として要求している。

## 7) シラバス

シラバスは、別添資料としたので、この自己点検評価報告書自体には、掲載を省略した。

### 【自己評価】

以上の説明のとおり、本研究科では、基準 2-1-2 に準拠する科目分類により教育課程を段階的に構築・編成しており、基準 2-1-2 を満たしている。

### 【今後の課題】

基本的には現在の状況を維持することが重要であるが、会計プロフェッションをめぐる環境の変化に応じて、適宜、見直しを行うことも必要である。

## 【評価基準】

### 2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

#### 解釈指針2-1-3-1

会計分野（財務会計、管理会計、監査）の科目については、資格試験の要件等に配慮して配置すること。

#### 解釈指針2-1-3-2

会計職業人が備えるべき資質・能力の観点から、会計分野の科目以外にも、各会計大学院の設置理念に応じて幅広い科目を設置すること。

## 【現状説明】

【図表 2-6】のとおり、演習、研究指導、リサーチ・ペーパー及びアカデミック・リサーチ並びに前提科目を除く開講科目数（授業数）114科目中、会計分野（財務会計系、管理会計系、監査系）で72の授業が開設されている（同一科目について複数の授業が置かれている場合があるため、授業数は科目数を超えている。以下同じ。）。したがって、会計分野は全体の過半数を上回る60.2%開設されている。また、会計分野の科目については、公認会計士試験の短答式試験の免除要件を満たすように配置されている。

他方、開講科目数（授業数）114科目中、会計分野以外の企業法系、租税法系、経営系、その他で42の授業が幅広く開設されている。また、専門職大学院の国際マネジメント研究科と大学院法学研究科のビジネス法務専攻との単位互換を実施して、経営及び法律の科目の充実を図っている。

本研究科では、学生の目標と履修について、事務部門のみならず各担当教員が入学時よりオフィス・アワーの時間等を活用して相談にのり、各学生の入学前の学習状況に合わせて適切な履修相談を行っている。とりわけ、演習担当教員が、いわばチューターとして、履修登録時に履修相談を行い、修了までの間、学生の履修プロセスを把握し、助言している。具体的には、各学期の履修登録に当たって演習に所属する学生の履修相談を行い、Web履修登録と並行して演習担当教員が履修科目申告表へ署名することで、各学生の履修登録内容を確認することとしている。また、成績不振学生に対しては、学期ごとに演習担当教員が面談を行い、個別の事情を把握し、改善方法を勧告している。こうした配慮により、各学生の学習履歴を適切に把握するとともに、各学生の個別の事情や希望に応じた適切な履修を促すことができているものと考えている。

この他、以前より、外部評価委員から、履修モデルを示すべきではないかとの指摘を受けてきた。これについては、従来、「学生の1週間」というパンフレット上で例示することで対応を図ってきた。しかしながら、時間割は毎年更新されるので、必ずしも学生のニーズに合ったリアルタイムの情報を提供しているとはいえなかった。

折しも2018年度から2プログラム制を導入したこともあり、これを契機に、【図表 2-8】のような各プログラム別・コース別の4つの主な履修モデルを本研究科のパンフレット及びホームページにおいて示すこととし、更新している。

#### 【自己評価】

以上の説明のとおり、本研究科では基準 2-1-3 に合致して授業科目が適切に配置されており、基準 2-1-3 を満たしている。

#### 【今後の課題】

基本的には現在の状況を維持することが重要であるが、会計プロフェッションをめぐる環境の変化に応じて、適宜、見直しを行うことも必要である。

#### 【評価基準】

2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

#### 【現状説明】

本研究科の授業の単位数は、本学専門職大学院学則第 36 条に基づき設定されており、大学設置基準第 21 条に対応して適切である。

本研究科の 1 年間の授業時間は、本学大学学則第 38 条の 2 に基づき設定されており、大学設置基準第 22 条に対応して適切である。

本研究科の授業時間（各授業科目の授業期間）は、本学専門職大学院学則第 36 条に基づき設定されており、大学設置基準第 23 条に対応して適切である。

#### 【自己評価】

本研究科における、授業の単位数、1 年間の授業時間、各授業科目の授業時間は、本学大学学則及び専門職大学院学則に基づき設定されており、大学設置基準第 21 条～第 23 条に対応して適切に設定されており、基準 2-1-4 を満たしている。

#### 【今後の課題】

基本的には現在の状況を維持することが重要である。他方、近年、各授業科目の授業時間を 90 分から 100 分などに変更する大学や大学院も散見されるところであり、今後、本学においても、必要に応じて、全学的な問題提起がなされることも想定して、学生の教育効果や利便性を高める方策について適時・適切に検討を開始すべきと考える。